

3-3 日本国憲法の平和主義 <標準編>

国際協調主義

憲法9条は、国際社会に対して信頼を置き、どの国々とも友好関係を保とうという**国際協調主義**の考え方に立っている。戦争を防止するためには軍備を放棄することが最も効果的であり、国際社会が「公正と正義を基調とする」ものであることを自ら率先して実現しようというわけである。

それゆえ、憲法9条は「外国から攻めて来られたらどうするか」という発想ではなく、「攻めてこられないようにするにはどうしたらよいか」という発想に立っている、ということもできる。「国際社会における問題を解決できるのは、武力ではなく、まして戦争でもなく、平和外交である」という考えが背景にあることを忘れてはいけない。

平和思想の結実

「戦争放棄と戦力不保持こそ、平和を実現するための最善の方法である」とする考え方は、実は古くから受け継がれている思想である。

例えば**旧約聖書**には、「ヤハウェ（ユダヤ教の神）は、国々の間をつまびらき、多くの民の仲裁に立たれる。かくて彼らはその剣を鋤に打ち変え、その楯を鎌に変える。国は国に向かって剣を上げず、戦争のことを再び学ばない」（イザヤ書Ⅱ第2章5節）とある。兵器を生産用具に変えて戦争をなくすことを唱えたこの一節は、ニューヨークの国連本部前にある、剣を鋤に鍛えなおすためにハンマーを振り上げる人物の銅像の台座にも刻まれている。

また近代哲学の祖である18世紀ドイツの思想家**カント**は、著書『永遠平和のために』の中で、「常備軍は時とともに全廃されなければならない」、「いかなる国家も、他の国家の体制や統治に暴力をもって干渉してはならない」と述べている。

さらに1928年に締結された**パリ不戦条約**は、「締約国ハ国際紛争解決ノ為戦争ニ訴フルコトヲ非トシ且其ノ相互関係ニ於テ国家ノ政策ノ手段トシテノ戦争ヲ放棄スルコトヲ其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ厳粛ニ宣言スル」（第1条）と規定しており、国際法において人類史上初めて戦争そのものを違法行為とした画期的な条約であった。しかし当時の列強諸国は愚かなことに「この条約は自衛戦争まで禁じたものではない」と自国に都合よく解釈して軍事行動を続け、第二次世界大戦に突入したのである。

また**国際連合憲章**は、第二次世界大戦の反省に立って、このような平和

思想の一部を受け継ぎ、「共同の利益の場合を除く外は武力を用いない」（前文）と宣言して、国連軍による紛争解決を原則とする（第7章）とともに、**国際司法裁判所（ICJ）**を設置して、国際紛争を法と裁判によって解決しようとしている（第14章）。【①】

さらに1999年に開催された**ハーグ世界市民平和会議**は、そのアピールで「各国議会は、日本国憲法第9条のような、政府が戦争をすることを禁止する決議を採択すべきである」とし、「武力に訴える前にあらゆる外交的な手段が尽くされるべきであり、仮に武力に訴えるとしても国連の權威のもとでなされるべきである」と宣言した。

戦争・軍隊を 放棄した国

実際に、現在の世界には、日本と同じように戦争放棄や戦力不保持を宣言している国々が少なくない。また軍隊をもたない国は27ヶ国にのぼる。

例えば、ドイツ憲法は「諸国民の平和的共存を阻害するおそれがあり、かつこのような意図でなされた行為は違憲である」（第26条）として侵略戦争の準備を禁止している。イタリア憲法も「国際紛争を解決する手段としての戦争を放棄する」（第11条）と明記している。

また韓国の憲法は侵略戦争を禁止（第5条）している。フィリピン憲法は戦争放棄（第2条2節）のみならず核兵器の禁止（第2条8節）や外国軍隊の駐留も禁止（第18条25節）し、その結果1991年にはフィリピン国内の米軍基地はすべて撤去されている。

さらに、ヨーロッパのリヒテンシュタイン侯国の憲法や、南米のコスタリカ憲法・パナマ憲法・キリバス共和国憲法は、憲法で常備軍の廃止を規定している。もっともリヒテンシュタイン侯国やパナマは、国民に祖国防衛の義務（武器の保有を含む）を課している。

一方、憲法で「戦力の不保持」を明記しているにもかかわらず、実際には軍隊（自衛隊）を保有している国は、世界で日本だけである。

アメリカ合衆国は宣戦布告を議会の権限とし、大統領が軍隊の指揮権をもつことを規定しており、戦争を否定する規定はない。また中華人民共和国は、国防のための武装は認めている。

このように、世界全体ではまだ完全ではないとしても、戦争放棄あるいは戦力不保持によって平和を実現しようとする考え方は、決して「幻想」でも「実現不可能な理想」でもなく、少しずつ世界に広がりつつある。私たちは、日本国憲法第9条こそ平和を実現するための正しい考え方に立っていること、未来を切り開く存在であることを理解し、誇りをもつべきである。

①もっとも現在の国際司法裁判所は、国内裁判所と違って**義務的・強制的裁判管轄権**がない。それゆえ紛争当事国がすべて裁判による解決に同意しなければ、裁判を始めることができない。強い権限をもった国際裁判所の設置が望まれる。